

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年1月15日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

参加者等

司会者 丹羽 敏彦 (千葉地方裁判所刑事第2部判事)

裁判官 岡田 龍太郎(千葉地方裁判所刑事第2部判事)

検察官 嶋村 勲 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 滝沢 信 (千葉県弁護士会所属)

弁護士 野口 泰三 (千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 男

(裁判員経験者2番 欠席)

裁判員経験者3番 男

裁判員経験者4番 女

裁判員経験者5番 男

裁判員経験者6番 男

裁判員経験者7番 男

裁判員経験者8番 男

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 本日は、昨日の大雪の影響で足元が悪い中、裁判所までお越しいただきましてありがとうございます。まずもって意見交換会に御協力いただいたことにお礼申し上げたいと思います。

この会は、裁判員裁判の運用について、実際に裁判員を経験なさった方々にお集まりいただいて、感じたところや御意見をお聞きして、今後の参考にさせていただくという趣旨で行っているものです。忌憚のない意見を是非お聞かせいただきたいと思いますと思っております。

本日の進行ですが、「裁判員経験者との意見交換会 進行予定」に従って進めさせていただきたいと思っております。早速内容に入らせていただきますが、最初は「自己紹介・全体的な感想」とあります。

まず、司会を務めさせていただきます私から口火を切らせていただきますが、私、丹羽と申します。去年4月から千葉地方裁判所で裁判長を務めさせていただいておりますが、裁判員裁判を担当したのは千葉に来てから初めてで、件数では10件程度です。まだまだ私自身勉強するところが多いなと感じていますから、今日は皆さんからの話を聞かせていただくのを楽しみにしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

もう一人、裁判官が出席しておりますので、岡田裁判官、どうぞ。

【裁判官岡田】 よろしく申し上げます。刑事第2部で右陪席を担当しております。裁判官になって13年目ですけれども、そのうち9年間ぐらい刑事事件を扱っております。

裁判員裁判につきましては、大体30件台の後半ぐらい経験しておりますが、裁判官も自分が担当していない事件の審理あるいは評議というのはあまりよく分からないという面がありますので、今日は是非いろいろ有意義な御意見を拝聴しまして、今後の事件の参考にしていきたいと考えております。

【司会者】 検察官からも一言お願いできますか。

【検察官嶋村】 公判部で立会検察官をしております嶋村と申します。

私は検察官になって16年ぐらいになりますが、裁判員裁判をやるのは去年4月に千葉に来て初めてで、自分の言っていることがどういうふうに理解されるんだろうか、分かりにくくないだろうかと非常に緊張しながらやっております。このような大変貴重な会に参加させていただいて今日は楽しみにして参りました。どうぞよろしく申し上げます。

【司会者】 弁護士のお二人にも一言ずつお願いいたします。

【弁護士滝沢】 裁判員経験者の皆さん、御苦労さまです。千葉県弁護士会の弁護士の滝沢と申します。弁護士生活28年目です。千葉県弁護士会は裁判員制度に関する委員会というのを作りました。その委員をしております。今日は皆さんと意見交換会ができるということで、千葉県弁護士会を代表してというか、その委員会の中から選ばれて参りました。

今、法務省で裁判員制度についてどういうふうに見直して、より良くしていくかということの研究しております。私たち弁護士会も弁護士の立場からいろいろ研究させていただいております。そういう中で皆さん方の御意見を聞かせていただけると大変ありがたい。そういう観点から今日はよろしくようお願いいたします。

【弁護士野口】 同じく千葉県弁護士会所属の弁護士の野口と申します。

今回の話題事項になっている尋問はなかなか技術が習得しづらいところで、我々もいつも研さん等を積んでいるところではありますが、なかなかうまくいったのかどうかをお伺いする機会はないものですから、本日は耳が痛いお話も出てくるかと思えますけれども、忌憚のないところを教えていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【司会者】 裁判員経験者の方々からも一言ずつちょうだいしたいと思います。

どのような事件を務めたかという点につきましては、お手元の「参加した

事件」に罪名やどれぐらいの日数を務めたか、どんな争点だったのかという点を書いてあります。これを踏まえながら、全体的な感想を一言ずつお願いできますか。

それでは、1番の方からお願いします。

【1番】 私は半年前になりますけれども、覚せい剤取締法違反と関税法違反、その関係で裁判員としてこちらに伺いました。当時、裁判員6名プラス補充員が2名で我々8名と、あと裁判官の方3名、こんな感じでやらせていただきました。

何せ初めてなもので、特に専門用語とか、なかなか理解を超えたところがたくさんありまして、場の雰囲気等もかなり厳粛なムードであったかと思っています。我々が今勤めている職場などとは全然違って、何をどのようにしたらいいのか、何も見えない状況でした。

進め方もほとんど分からないもので、当然のことながら裁判官の方々の進める形で進められた。非常に緊張したのを覚えております。この緊張感がなかったら逆にまずかったのかなとは今判断をしております。

【司会者】 では、3番の方、お願いできますか。

【3番】 私は10月に裁判員で来ました。内容は殺人未遂で、かなり被告人に同情できるような感じの事件内容だったんですけど、ここに来て、最初8人ですか、顔を合わせて始まった頃はものすごくみんな緊張していたんですけど、休憩の間で結構みんな打ち解けまして、裁判官にも知る限りの知識をぶつけて質問攻めというか、いろんなことを聞いて、裁判というものなど、あと言葉の分からないことなどをいっぱい聞いて、少しは法曹界に近づいた印象を受けて、そういうのを繰り返しているうちに、かなり仲間意識みたいなのことができました。

書面には7日となっていますけど、1日早く終わっちゃったんですね、結局、判決が出ちゃって。1日早く終わったのは何かすごく残念な感じがし

ました。無事判決が終わったんですけど、また来たいなという印象を持ちました。

【司会者】 ありがとうございます。

【4番】 私は強盗致傷の裁判員を務めさせていただいたんですけど、人を裁くということの重さというんですか、これはやっぱりすごいずしんと来てしまって、終わった後も、これで本当に良かったのかなというような、人を裁くことに関して、4日間という時間だったんですけど、本当にそういう時間で結論を出してよかったのかなということと、あと、その人に対して同情すべきところもあったんですけども、やったこととのギャップというか、そういうものに対しての恐れのようなものを感じたりとか、そういう時間を過ごしました。

ただ、裁判員になった方たちは本当にみんな真しに考えて、いろんなことを考えながら、裁判官の方もすごく親しみやすい方というか、難しい言葉を一切使わず、わりと分かりやすい言葉でいろいろ説明をしてくださったりとか、こちらの目線にわりと立っているいろんな意見を言うてくださっていたので、わりと分かりやすくいろいろできたかなと思っています。

【司会者】 では、5番の方。

【5番】 私は10月に延べ10日間、ちょっと猟奇的というか、太ももを刺したり、耳を切ったり、手のひらにナイフを突き刺したり、最後には2階から投げ飛ばして殺してしまうという非常に難しい事件で、最初3日間ぐらいはとにかく集中しようと思って、新しい証人とか出てきますと、また一から分からなくなるんです。若い人はかなり裁判長に促されて質問も的確にしたと思うんですけど、僕らは、後で2日ぐらいたって、ああ、あのとき証人にこういうことも聞いておくんだって、ぐったりしているのか、顔色はどう、そういうことを質問すればよかったなということが多々出て参りました。

でも、さっきの人が言ったように、裁判官が裁判員に皆さん分かりやすく

法律に基づいて、僕らみたいなど素人に対して非常に親切丁寧に、法律の裏付けでこうだよという納得のいく説明をしてくださいました。だから、僕らも疲れたけど、裁判官さんは相当疲れたんじゃないかと思います。レベルがみんな一緒だったらいいけど、はっきり言って、僕らみたいなどこの馬の骨が分からない人をある程度裁判官の補助的な役割をする気持ちにさせるというか、そういうことを、ああ、非常に素晴らしい人だなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。6番の方、お願いします。

【6番】 覚せい剤の密輸に関する裁判をやりました。一昨年9月なので忘れかかっているところがあって、この案内が来まして、ちょっとずつ思い出してきてはいるんですけども、全体的な感想では、4番さんもおっしゃったように、裁判が終わって、何となく新聞とか見て同じような裁判があった場合に、どういう判決だったかというのが気になって、自分たちがまとめて判決をしたものは正しかったのかどうかというところがあります。新聞とか見ると、密輸に関するところが無罪になることもあるんだなという、自分たちが判決やったのが本当に良かったかというのはずっと今も思っていることです。

あとは、3日間の裁判の審議だったんですけども、3日間で裁判やっていくのはちょっと短いのかなというところと、意見を求める時間とか間というんですか、もう少しあってもよかったんじゃないかということは覚えていきます。

【司会者】 7番さん、お願いします。

【7番】 私が務めた裁判は一昨年の11月、スペイン人の覚せい剤の密輸未遂事件の裁判でした。基本的に一番違和感を感じたのは、被告人が外国人だということで、会話が片方の部分しか聞こえないんですよ。もちろん通訳の言葉で聞かされているんですけども、非常にリズムが悪いというか、聞いていても素直にまともに聞き取れない。何か言っていることが分からな

い。とにかく言葉が通じないという部分が、裁判の中で一番大きな通常の会話との違いですか。

被告人そのものが、自分が覚せい剤を航空機で持ち込んで、成田の税関で税関職員に露見されて、そこで発覚したという事件だったんですが、その裁判の中ではほとんど反論とか否認がないんですよ。ですから、裁判自体は非常に早く終わった。要するに、5日間の公判で結審したんですけど、非常に早く終わったという部分はありました。

ただ、後味が悪いのは、いわゆる持ち込んで運んだ者だけが裁かれるのであって、その先にあるものは手が付けられないというような部分が見えたので、非常に複雑な気持ちで裁判をやりました。

【司会者】 ありがとうございます。最後になりましたが、8番さん、お願いします。

【8番】 私の性格として、しゃべり出すと止まらないので、まとめてしゃべれと言うかもしれませんが、よろしくお願いします。

裁判は、精神的な疾患がある母親を精神的な疾患がある息子が殺してしまった痛ましい事件で、長年お互いに苦しんだ末の犯行だったように思います。そういう意味では家族に対して非常に同情しましたね。ということは、こんな結果になる前に行政とか何かが何とかできなかったのかなという思いがものすごく強かったです。親戚、地域の人、子供の学校、いろんな人がいると思いますけど、そういうふうに感じましたね。

裁判員としては、当然、知識とか経験がないわけですけど、一般市民として素朴な判断を表明すればいいんじゃないかという気持ちで緊張はあまりしなかったです。一生懸命やろうとは考えておりましたけど、そういう気持ちでいろいろ発言したように思います。ちょっと的外れなこともあったような気がしますけど、まあ、しょせん俺は素人なんだという開き直りで発言していたような気がします。それを裁判官がうまくまとめたり、誘導もされたと

思うんですけれども、皆さんおっしゃったように、感じは悪くありません。なかなか裁判員をうまく使っていこうというところが見えまして、好感を持ちました。

それと、一番気になったのは、専門家の意見書が付いていまして、精神的な疾患があっても被告人は正常な判断ができるんだという報告書が付いておったんですけど、意見書というか、鑑定書というか、そういうものですね。ただ、裁判で見えていましたら、被告人の態度とか表情から見て、本当に正常な判断ができるのかという素朴な疑問を持ちまして、その意見書を書いた専門家にむしろ質問してみたかったですね、私は一番。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、早速、今日のテーマに関わる部分に進ませていただきたいと思います。今回取り上げたのは、証人尋問、被告人質問をお聞きになったの御感想、御意見であります。

裁判の流れにつきましては、皆さん御経験になっていますが、最初の方で検察官が冒頭陳述という形で事件の内容を説明し、弁護人の方も弁護人の立場から事件についての見立て、主張を述べられる。双方から冒頭陳述がされた段階で、大体この事件はこういったところが争点になるのかなというのがお分かりいただけたのではないかと思います。それを証拠によって証明していくわけなんですけれども、多くの事件では最初に証拠書類を説明した後、重要な判断のポイントは実際に証人尋問をし、被告人からも話を聞いているのが普通の進め方になります。今回お集まりいただいた皆さんの事件でも、おおむねそのような進行になっているのではないかと思います。

証人尋問、被告人質問は大事なところでもありますので、相当な時間を取って話を聞いていただいたと思います。裁判所としては、判断のポイントになるここがうまくいかない困るわけですので、今日はこの点を中心に御意見をいただきたいということになります。

千葉は成田空港がある関係で覚せい剤の密輸事件が多いという特色があります。今回も3人の方が覚せい剤の密輸の事件を御担当になりました。覚せい剤の密輸入の事件の審理では、被告人質問をするのは通常ですが、証人尋問としては、税関職員が出るかどうかといったことが多いように思います。まず、覚せい剤の密輸入の事件を担当になりました1番さん、6番さん、7番さんからお聞きしたいと思います。

お話しいただく視点としては、そもそも話が理解できたのかどうか、例えば何のために聞いているのかよく分からない話が多かったということがあったかどうか。それから、時間の問題、中身のわりには時間がとにかく掛かってしまったとか、逆に時間が短くて物足りなかったという点。また、尋問している側に注文を付けたい点ですね。こういうふうにやってもらえれば、もうちょっとよく分かったんじゃないか。こんなところを是非お聞きしたいと思います。

ほかの方のお話を聞いているうちに、自分も思い付いたところがあるということであれば、挙手なさって御発言いただきたいと思います。

それでは、1番さんからまたお願いできますか。

【1番】 私も覚せい剤ということで、外国の方だったわけです。そこで感じたのは、やはり日本語が分からないということで、どうしても通訳に頼らざるを得ない。結局、通訳の方が相当しわ寄せを食ったのかな、変な感情的なものがあります。何でかというと、言葉等々が本当に伝わったかどうかというのがちょっと不鮮明な気がしました。日本人であれば、言葉が通じなければ、また別な言葉で置き換えて、これはどうだっただろうかなんて聞くことができるんですけども、翻訳しなきゃいけない外国人の場合というのは、ちょっとその辺が足りなくないか、私としてはそんなふう感じたところがあります。できれば自動翻訳とか、実際に翻訳をしたものがあればとか、そういったのを感じたりもいたしました。

通訳の方の技量によって変わってしまうことはあり得ないと思うんですが、そんなこともないだろうかなと、変なふうな憶測も感じた次第です。よって、時間が長いとか短いとかではなくて、やはり中身、どれだけ相手に伝わったのかというところが、ちょっと分かりにくかった点だと私は思っています。

【司会者】 それでは、7番さんどうぞ。

【7番】 私は、先ほど言いましたようにスペイン人なんですね。それで、実際に被告人が検察の調べに対して、言っていることが全然かみ合わないんですよね。未知な点がかなり出てくる。全部が不自然なんですね。そんなことから裁判が続いたんですけど、実際に、先ほども言いましたように、裁判の中では何か質問されても全部認めるわけですよね。否定したりなんかしないわけですよね。だから、そういう点で、5日間だったけど、わりあいスムーズに行っちゃった。

それと、証人も税関職員一人なんですよ。検査員に捕まって、そのとき立ち会った税関職員一人が証人なんです。ですから、時間が長いというよりもむしろ早く終わった、そんな感じがしましたね。大体そんなところですよ。

【司会者】 1番さんと7番さんが御担当になったのは、覚せい剤密輸入の認識などが争点になっていますから、覚せい剤が中に入っているとは知らなかったという主張がされた事件ですね。6番さんが御担当になった事件は、量刑だけが争点になっていますから、犯罪自体はあまり争いがなかったんでしょうね。

【6番】 被告人の方は覚せい剤ということを知らないで、よく分からない人間に頼まれて、お金で報酬をもらって分からないまま成田に降りたということで、何となく怪しいかなという気持ちはあったみたいなんですけれども、自分は当時知らなかったということではあったんです。

尋問の中で、外国の方だったので、通訳が分かりにくいというところはあったんですけれども、覚せい剤に関するところだけじゃなくて、検察官の方

と弁護士の方と力量が違うのかなと思ったんです。弁護士の方の力量がちょっと低い感じを受けたので、どうしてもやっぱり検察官の方の口調とか言い回しが分かりやすかった。表現力が豊かだったので、どうしてもそっちの方へ傾くような状態ではあって、量刑もそれに呼応した形になってしまったのかなと思ったので、やっぱりある程度、できるのかどうか分からないですけど、同じぐらいのレベルじゃないと難しい判決になったりとかするときには厳しいのかなと思ったりしました。弁護士の方の力量をもう少し上げれば、判決も変わってきたかなと思います。

【司会者】 通訳事件ではやっぱりニュアンスとかが伝わりにくいところがあるんでしょうかね。そこは皆さん一致していたかなという気がしました。

【3番】 ちょっといいですか。日本人だからって日本語が通じるとも限らないという感じがしました。証人に聞いている内容じゃない内容しか返ってこないみたいな、この人分かんないのかなという地団駄というか、そういうのがありまして、一応流れを考えたら、これを更に質問したら、結局分かんないままに時間だけたっちゃうんじゃないかと思って諦めましたけど、外国人だから通じないと思っている感覚の方がいいんじゃないかという感じがしました。

【司会者】 3番さんが担当されたのは、心神耗弱という責任能力の問題があって、その理由はアルコールによる影響という事件でした。医師を呼んで、尋問したんですね。

【3番】 そうです。

【司会者】 審理中での医学的な話もあり、それから被告人にも話を聞いたと思いますから、今のご発言は、被告人質問の話だと何となく感じたんですが、そうでもないんですか。

【3番】 いや、そこにいたという証言者に対する質問だったんですけど。

【司会者】 そうですか、すいません。全体を聞いて尋問の中身について

の理解の度合いとか，当事者の方でそういう難しい事案なんだからこういう工夫があればなお良かったとか，そういったところがあれば，続けてお話しいただけますか。

【3番】 結局，その現場には誰一人まともな人がいなかったという。です。で，事実，凶器があってこんなふうに刺さったとか，その事実だけを並べて判断するしかなかったんです。証人に来てくれた人も，酔っていない状態で来ているはずなんだけど，何かほとんど酔っているんじゃないのという感じでしたし，当然そのときの状況も，証拠，ここに血が付いているんだから，ここで何かになっているはずなのに，こっちに座ったとか言っているし，全然おかしいなという部分が半分以上ありましたね。

それでも一応，証言だからこっちは聞き取りますけど，じゃ，控室に戻って判断して，いや，やっぱり間違いだったんでしょねみたいな，想像でしか考えられないから，事実の方を優先するという感じでしたので。最終的には事実を並べた，それによつての流れで判断しました。

【司会者】 では，4番さんですが，この事件では被害者もお呼びしてお聞きになったようですね。

【4番】 そうですね。はい。

【司会者】 被害者の話を聞いて，あと被告人質問もされているようなんですが，よく御理解いただけたのかどうか。事実関係については争いがない事件だったようなんですが。

【4番】 理解はできたんですけども，被告人が無職の方で，お金もなくという方だったんですけど，それで国選の弁護士の方が当たっていた裁判だったんですけど，最初の印象は，何か投げやりという感じですかね。被告人も何か無気力というんですか，どうでもなれみたいな。「はい，はい」って全部認めるんですけども，変な話，本当に反省してんのじゃないですけども，「はい」って素直に認めていればいいのかみたいな感じと，あと，最後

の方になって、何で弁護士の方がああいう態度だったか何となく分かってきたんですけど、若い弁護士さんだったんですけど、何かこう頼りないじゃないですけど、ま、こういう仕事だから義務的にやればいいみたいな、こんな感じで、何かほかのことやっていたりとか、ちょっとそういうのが見受けられまして、そこら辺が最初はちょっとあらっというのもありました。

ただ、裁判が進んでいく段階において、ああ、こういうふうになるかなみたいな、逆に今度弁護士さんに同情しちゃったんですけども、やっていて、本当にその人のためになる裁判ができるのかなみたいな。結局、罪は罪として、でも、心の中を変えなければ、また同じことも繰り返すわけじゃないですか。ただ、そこに至るまでの社会性というんですか、その人も悪いんですけど、その人を作った社会、例えば、生活保護費を食い物にしている団体って私は取っちゃったんですね。実はその方、生活保護をもらっている方だったんですけども、路上生活をしていたときに声を掛けられて、あるNPO団体が主宰している宿、アパートに入ったんですけど、すごいんですよ。6畳を二つに部屋を割って、一人が2畳ぐらいのスペースの中で生活をしていたんですけど、莫大な金額を取られていたんですね。家賃と生活費みたいな形で取られていた。ほか残りを自分の小遣いとかにしていたんですけど、逆に裁判をやることによって、行政の盲点というんですか、そういうのまで感じてしまって、裁判の趣旨とは全然関係ないといえれば関係ないんです。やったこととその業者は関係ないんですが、でも、何かちょっとそういうところまで考えてしまったような裁判だったんですね。

あとは傍聴席があるじゃないですか。いろんな方が傍聴します。そのときに正直言って傍聴人がちょっと気味悪かったんですよ。もしかしたらそのNPOの団体の関係者じゃないかという。後ろに毎日座っていて、見ているんですよ。話を聞いているんですね。被告人は顔を絶対合わせないようにしているんですね。だから、自分たちに都合悪いようなことを言われたら困るん

じゃないかとか、そこまで勘繰ってしまったような、そういう裁判だったんです。

だから、裁判とは別口かもしれませんが、人を裁くときに、その背景もですけども、何かもっと違う、量刑を言うだけじゃなくて、その人がもっと本当に生きる糧じゃないですけど、そこまで踏み込んだような量刑の仕方とか、こういうふうにしてほしいとか、そういうことができたらもっといいのになみたいな感じはしたんですね。人の弱さにつけ込んだ商売というのと、自分が弱いということをなかなか。刑務所なんかには何か月間もいた方なんですよ。いた方なんだけれども、いた中で、その人が立ち直るきっかけみたいなのをまだつかめていないなみたいな、そういう感じを受けた裁判でした。

【司会者】 弁護士さんの態度に疑問ありというような御発言ですが、具体的にはどんな様子というか、法廷での活動を見てのことですよ。

【4番】 活動を見てです。

【司会者】 具体的に言うと、どんなところが気になったということですか。

【4番】 まず、私が裁判員席に座ってしまして、こちらに被告人の方と弁護士さんがいらっしゃったんですね。すごく若い弁護士さんだったんです。女性の方と男性の方で、若そうな方だったんですけど、いろんな話をしているときに、被告人の方を見て話を聞くというよりも、何かこんな感じで、変な話、雑書きじゃないんですけど、書類を書いているというよりは、何かこう「はーあ」みたいな感じ。ちょっとすいません。

【司会者】 やる気のない授業中みたいな。

【4番】 そうそうそう。やる気のない授業中というんじゃないんですけど、最初の1日目はちょっと感じちゃいました。服装をどうのこうの言うわけじゃないんですけど、お洋服も本当にラフな感じで、初めは「ほんとに弁

護士さん」という感じをちょっと受けてしまいました。やっぱり一人の命じゃないですけど、人生を決める仕事じゃないですか。スーツ着るとは言わないですけども、やっぱりちょっとりんとした、仕事ですよというような、何かそういう態度というんですか、そういうのも欲しかったかなって、すいません、最初の初日はそれを感じました。

【司会者】 よく分かりました。

【4番】 ちょっときつくて申し訳ありません。

【司会者】 では、5番さんの事件は、証人をたくさん調べた事件だったようで、大変だったと思いますが、どうでしょう。

【5番】 最初は何が何だか分からなかった。証人尋問についてですけども、検察側が3名ですか、多く用意して、弁護士側はなかったわけです。僕らの仲間が控室で裁判官に質問したのは、「これあらかじめ答えるのを検察さんも弁護士さんもある程度教えているんですかね」なんていう質問があったんですが、裁判長はうまく答えてくれました。

私どもも、裁判員も質問しなさいと促されるんですけども、若い人は頭の回転がいいから、すぐ証人に対しても、被告人の質問でも出たんですけど、僕も終わってから、「人を殺してどんな夢を見ますか」なんちゅうことを聞いたんですけど、こんなこと言っちゃいけねえのかなと思ったりして。その辺の尺度がね。

検察さんも弁護士も非常に分かりやすい言葉で、すごい気配りで証人尋問を聞くんです。ただ、逆に言わせれば、検察さんも弁護士さんも裁判官さんも場なれしているというか、仕事場ですから。ところが、証人の人は意外とおどおどしたり、何を答えていいか分からなくて、一生懸命検察官の顔を見て、顔をうかがうような証人がかなりいました。証人もそこへ立つだけで相当緊張していますから、おそらく平常心じゃないと思うんですね。1回、時間があるならば、30分なり、僕らも30分休むときもあるので、もう一

度、同じ人呼んで、再度質問はありますかということをしてくれないと、お互いに不完全燃焼で終わるような気がしたんです。僕も2日ぐらいたって、あっ、あのときこういうふうに聞くんだって、ああいうふうに聞くんだっていろいろ思ったわけですね。だから証人は、一度で、はい、御苦労さんじゃなくて、証人も落ち着いて、自分が頭で考えて、ちゃんと答えられるような時間を取っていただけたらなとちょっと思いました。

検察側の証人は3人くらい、その人を殺人だと訴えた証人が3人くらい来たんですね。弁護士さんは、かなりこの被告人は社会的信用のない、お金さえあれば毎日お酒を飲んで、居候して、その世話になった人を殺してしまったわけですから、証人もなかったんでしょうけど。

【司会者】 傷害致死を御担当になった8番さん、尋問の関係で、先ほど医師に質問がしたかったという話がありましたが、今回、呼ばれた範囲内でお聞きいただいた検察官、弁護人がした尋問に対する評価というところなんですが、どうでしょうか。

【8番】 今日は弁護士先生の評判が悪いんだけど、私もそれ言いたかったんですね。というのは、私らの裁判は犯行については疑義の余地がなかったような気がするんですが、あとは量刑の問題なんですよ。私もテレビの見過ぎかも分からないけど、弁護士の先生は被告人の量刑を少しでも少なくするように、そういう発言がもっとあってもいいんじゃないかという気がしましたね。決められたことを言って、決められたとおりにこなすという感じだったですね。

さっきの病気の問題もありますし、それと、その方は結構太っておられて、その人が上に乗ったせいで傷が深くなったんだけど、そういうことも、普通の人がかっとなってやるときに、僕にしたら自分の体重のことも考えるかなと思ったりね。ほかにもあったと思うんですけども、そういうことを弁護士の先生ももうちょっとアピールされてもいいんじゃないかと。僕はちょっ

とそういう感じがしましたね。だから、証人の方とかからいろんな話が出たので、それはそうだろうなという範囲で、自分としては理解できたという雰囲気だけど、その対応についてはちょっと気になりますね。

ついでに言うんですけど、あと評議があるじゃないですか。私らの場合は量刑だけの問題で、いろいろ自分の意見を言って決めていくんですけど、最初にちょっと言ったように、自分の考えを言うということだから、自分はこうですよと言うんだけど、ほかの裁判員の方も言われますよね。そのとき、例えば、僕にしたらそれ推測だろうと思うんだけど、そういうことを相手に言うといけないのかなと思って、黙っちゃいますよね。だから、裁判員同士、相手にどの程度言っているのかなというその距離感みたいなもの、微妙な問題があると思うんですよね。自分は何言っても一応はあれだと思っんですけど、いや、あんたのそれはおかしいよと、それはなかなかちょっと言いにくいというか、言っちゃいけないのかどうか、それが分からないんだけど、そういう点も感じましたね。

そういう意味では、弁護士先生ももうちょっと活躍された方が良かったんじゃないかなと。ほんとに形だけという感じで、そうですかという感じですよ。ちょっとそういう点を感じましたね。

【司会者】 一通りお伺いしました。今お聞きしたのは、検察官、弁護人が行う尋問の話ですから、検察官、弁護士さんの方も御関心あると思いますので、それぞれから御質問を受けたいと思います。では、まず検察官の方からございましたら、どうぞ。

【検察官嶋村】 私が実際に立ち会った事件にやっぱり興味というか、お聞きしたい点がございます。3番の方に伺いたいんですけども、この事件、証人としては今おっしゃった目撃者の証人、医師でお酒を飲んで心神耗弱だったということを説明する証人2人と、それから被告人質問というのが行われまして、被害者については供述調書での立証になっています。この事案の

アンケート結果があるんですけども、どなたがどういうふうに答えたかは分からないんですが、そこでは検察官の法廷での説明も非常に分かりにくいと感じた方もおられたり、証人とか被告人質問の内容が分かりにくかったというお答えも割合的には多かったのです。今日出席されている3番の方がどういう意見を書いたかは分からないんですけども、お感じになった分かりにくさというのは、証人、被告人から返ってくる言葉がそもそも質問を外れてしまって、よく分からない、それに対してフォローが足りないということもあるかもしれないですけども、もう一つ、特に検察官の方でこうしたら分かりやすかったのになとか、先ほどおっしゃったほかに何かお感じになったことがあれば、教えていただきたいんですが。

【3番】 結果的に調書なりすべてが、はっきり言って、本人も覚えていないと言っているものをある程度筋書きで調書を作るわけじゃないですか。だから、法廷で、いや、あれは何だかんだと言われているうちにそうなっちゃったと言ってしまったらもう、やっぱり警察の方が誘導尋問でやったのかなとかね、そういうふうに思ってしまうんだけど、調べているときのビデオというか、あれを見ていると、ちゃんと普通にしゃべっているようにも思えるしみたい。だから、実際取調べのときのことを私らは見ているわけじゃないから、その証言で「何度も繰り返して言われているうちにそういう気がしてきました」というのを信じた方がいいのかなと。そうになると、はっきり言って、どの証言も、みんな酩酊ですから信用できない。だから、それを全部つじつまが合うようにやっていくと思ったら、やっぱり証拠を並べて、それに合う証言、合う証言だけをつまんでいったという感じですね。

だから、検察に何かをとるか、そういうのは特に思わなかったですね。はっきり言って、誰も分かっていない事件だという感じがしました、あのときは。

【検察官嶋村】 この事件全体を判断していく過程は、おっしゃったところでわかりました。例えば、検察官が質問して証人の方が答える。検察官の

方としてはどういうことを聞こうとして、それがちゃんと答えが分かりやすくなるまできちんと聞いているのかとか、その辺の証言、証人が何を言おうとしているのかとか、そういう点はどうですか。

【3番】 質問の仕方とかですか。

【検察官嶋村】 ええ。

【3番】 うーん、ま、でも、あんなもんじゃないですか。ええ。特にそんな、こうやればもっといいのにとというのは思わなかったですね。

【検察官嶋村】 先ほど出た目撃者以外にも医師の説明という専門的な部分があったんですけれども、その辺の分量ですとか、何とか分かりやすくできないのかとか、そういう意見はどうですか。

【3番】 専門の先生がしゃべっている内容が、多分調書は先に読まれているんですよ、調書に基づいた形で被告人に聞いたり、何日間か、酔っ払う状況まで全部調べたらしいですけれども、その調べ方自体がもう調書に基づいているなという感じはすごくしました。だから、全く先入観なしで聞いている感じはないなというのは思いましたけど。

あと、殺意という言葉が、あのとき初めて私も知ったんですけど、死んでも構わないと思って何かすることは、もうそれは殺意なんですって。医者の人も、それは殺意だと思っていなくて、殺意はなかったみたいなことは言っているんですけど、裁判的にいうと、死んでも構わないと思ってやったことは弱い殺意になるから、その辺の言葉の食い違いみたいなものはありました。でも、あれも酔っている状況をもう1回再現して聞き出すというのにはある程度無理があるという感じがしましたので、まあ、あんなものだろうなという感じですね。

【検察官嶋村】 つまり、尋問の中で医師のおっしゃったことで、その後更に評議とかそういうところで話し合う過程で、だんだん殺意の内容とかが分かっていくようになったということでしょうか。

【3番】 そうですね。

【検察官嶋村】 ありがとうございます。

あともう一つ、これは私が立ち会ったのではないんですが、5番の方が裁判員をされた事件に関して、検察側で5人証人がいたんですね。その中で、普通に法廷に証人が出てきてやるのと、あと別室でビデオを通じてやるというのと。

【5番】 あっ、それもありました。はい。ついたてをしたり。

【検察官嶋村】 ええ、ついたてをしたという、その3パターンあったと聞いているんですけども。

【5番】 ありました。はい。

【検察官嶋村】 そのようなやり方の違いで、聞きにくさとか、裁判員の方からの質問のしにくさとか、感じられたことはありませんか。

【5番】 ついたては、そこに被告人がいて、その人は相当怖い人で、殴り殺したこともあるもうすごい人ですから、ついたてを置いて答えた人もそっちを見なかったですけど、やっぱり素人目で見ても、相当プレッシャーを感じて証言したと思います。顔を見たくない人は別室で、テレビでその証人の話を聞きました。わずかー、二メートルの所で、いくらついたてを置いて顔を見えないようにしても、何か子供だましみたいなのをしないで、別室だったら別室の方がすっきりするような気はしますね。毎日酒を食らって飲んで、暴力優先の人でしたからね、かなり周りの人も怖かったかなという気はするんですけど。

僕が一番疑問に思うのは、殺された人の世話になっているわけですから、暴力、太ももを刺されたり、耳切られたり、指を酒瓶で殴られて切ったとき、日本は法治国家なのに何で、一人ぐらい警察に駆け込んで、このままだとちょっとというようなことがなされなかったかということが、非常に特殊な世界の出来事かなという感じはしました。普通だったら、お巡りさんに相談に

行くとかあってしかるべきな状態にかなりなつたと思います。現に一人亡くなっているわけですから。その前に警察に駆け込むとか、相談したら、おそらく亡くならなかったんじゃないかという気はしました。

【司会者】 弁護士さんのお二人の方からは。いろいろな御意見がありましたけれども。

【弁護士滝沢】 弁護士、弁護人に対する非常に厳しい見方をされているなど。特に4番の方から出た、やる気がないんじゃないか、投げやりじゃないかというのは、まず中身じゃなくて、そういう印象を抱かれたこと自体良くないと思います、率直に言って。正しいかどうかは別として、確かに、特に始まりの段階でそういう印象を持たれてしまったことは、非常にそれはよろしくないなと思います。法廷で弁護する、被告人のために弁護士はやるわけですから、そういう場である程度形式面も、服装面も含めて、心構えというかな、アピール場なのだから、少なくともそういう印象を持たれないようにというのは最低限やるべきことだと思います。非常に反省点だと思います。

その上でお聞きしたいんですけども、4番の方の判決を読みますと、自首は認める、判決理由の中に被告人も反省している、こういう裁判で立ち直り、更生のきっかけになった、ということがあるから、そういうものも被告人に有利な事情として酌みますよと。酌んでいただいた事情については、弁護人の活動ではどのような印象がございますか。これは弁護人の活動ではなくて、皆さんの質問とか裁判官の質問の流れの中で出てきたものがあったんですか。

【4番】 弁護士さんの発言なんですけれども、同情を酌むような生い立ちがこうで、こうで、こうでという説明はありました。正直な話、それについてはそうだよねとは思いました。ただ、弁護士さんの方は生い立ちが大変だとか言っていましたけど、でも、私たちからすると、逆に、「えっ、これで大変なの」みたいな。ただ文章として、こういうこと、こういうことがあって大変でしたよとは書いてはあるんですけど、外見と言ったら失礼なんです

けど、外見的な大変さみたいなのでちょっと同情を引こうとしていたのかなというところと、あとは判決のときもだったんですけど、どう見ても無罪のものではないんですね、正直、素人さんが見て。けがをさせていますし、実際に強盗しようと思ったこと自体がもう有罪なものじゃないですか。偶然的に起こったものでもなくて、故意に自分の意思でやったものですから、それに対して情状酌量みたいなことを逆に言うてくるみたいな、「それって本当にそう思ってんの」みたいな、そういうところはすごく感じましたね。本当に被告人のことを思っていたら、立ち直ることを前提とした、ちゃんとした求刑を言ってきてほしかったかなというのがありますし。

弁護士さんもかわいそうだなと思ったのは、被告人が正直やる気ない人です。反省の言葉は言うわりには心が入ってないなみたいな、正直。ああ、この被告人だったら弁護士さんも投げやりになっちゃうのかなみたいなところもあったんですけども、何て言うのかな、本心で本気になって取り組んでいただいていたのかなというような、ちょっと疑問符みたいなのは正直なところ感じました。

検察の方がいろいろ話をしてくださるじゃないですか。検察の方に関しては、どちらかというと言葉を選んでいるんですね、私たちに分かりやすいように。被告人の生い立ちも考慮しながら、でも罪は罪だよみたいな、そういう検察側の答弁と、弁護士さんの同情を誘うようなじゃないですけど、そういう部分の言葉とが、ちょっと違和感じゃないけれども、どっちが本当に被告人のために動くのかなみたいな、そういうところは、申し訳ないんですけど、感じました。すいません、何かちょっときついで。

【弁護士滝沢】 8番の方からもアピールが足りなかったんじゃないかとありましたけど、これは被告人質問とか証人尋問という、そういう場においても感じられましたか。

【8番】 その場で言われることもワンパターンかなという。ある程度、

そう難しい裁判じゃなかったような気がするんですね。量刑はとにかく事実関係ははっきりしている。そういう意味じゃ、検察、弁護士、これは落しどころでやるんだみたいな、何となく私はそんな雰囲気を感じていましたね。

ただ、決まった刑よりももうちょっと短くてもいいという見方もあるかなと。病気の治療を、服役している間にうまく治してやればいいんじゃないか。元々は真面目そうな男性だったような気がするんですね。

だから、そういうふうなことを踏まえて、弁護士の方に、もうちょっと罪が短くなるようにすると思うと、法廷で裁判員に対してアピールしなきゃいけないわけでしょう。法的にはこういうことだとか、もうちょっとこうだとか。逆に今の裁判員裁判というのは裁判員にある程度言葉が響かないといけないような気がするんですね。

見ていると、上と下の真ん中で取るわけですから、裁判員がある程度影響力もあるわけですから、法廷に出てきて、裁判官だけじゃなくて、裁判員も納得できるような弁護をしないといけないような気がするんですね。私ら素人に対してある程度受けるような弁護をしないと、今までと同じような感覚でやっていけばなかなか思ったような刑にならないんじゃないかという気がします。ただ、人が一人死んでいるんだからもっと厳しくてもいいというふうな見方もあり得ますから、もうちょっと刑を短くするような感覚が持てるような弁護をやってほしいなど。弁護士ですからね。

検察官の人は僕はあれでいいと思うんですね。事実に基づいて、これは刑法に書いてあるあれでやればこれぐらい、過去の例から見て大体自分としてはこのぐらいということによっていられるわけですから、それはそれとして、じゃ、弁護士は裁判員に対してアピールできるようにもうちょっとやってくれないと、僕はアピールが足りないなという気がしたので。

【3番】 私らの先入観が、どうしてもテレビとか影響を受けているせいかなと思うんですけど、弁護士ってもっとやってくれるんじゃないかという、

そういうのもあるんですよね。なのに、何かおとなしいなと。

【8番】 そうそう。おとなしい。

【3番】 声小さいな、何かちょこちょつとやってるな、ちょこちょこつとって終わりみたいな。そういうのは弁護士さんに対してはがっかりしましたね。

【8番】 そうそう、そうなんですよ。

【4番】 事務的というかね。

【3番】 そうそう。ま、そんな大した事件じゃねえから、そんなもんなんだろうなみたいな印象は最初に受けましたね。その後は特に何も思わなかったけど、そうやって聞いていると、確かにそうだったように今思い出しました。

【弁護士野口】 率直にありがとうございますと。もし謝るとすれば、それは被告人に対して謝るべきであって、ここではむしろ貴重な御意見をありがとうございますと言うべきだと考えております。

今頂いた方々、皆さん、事件を見ると、4番さん、6番さん、あと8番さんという形で最初に弁護側に力量に問題があると伺ったと聞いておりまして、いずれも量刑の事件であって、本来、弁護人としては最も頑張らなきゃいけない、もちろん否認事件も当然もっともっと頑張らなきゃいけないわけで、事件に区別はないんですが、ある意味、事案をちゃんと考えて、被告人のためにどこを言ったらいいか、アピールポイントを探して、それを分かりやすく述べ、かつ本人に対しては反省を求めるという形では、弁護人としては最もオーソドックスであり、また逆に言えば力量が素直に出てくるものなのかもしれない。

その中でこれだけ厳しい御意見を頂きまして、正直ショックを受けて、最初に耳が痛いことも忌憚なくと申し上げたんですが、本当に痛かったというところがありまして、なので、6番さんに力量の点についてもう少し詳しく、

弁護人の方でこの点は問題があったという点を教えていただければ。

【6番】 2名の方が弁護士だったんですけれども、主担当の方が左側の方にいて説明とかいろいろやっていたんですけれども、所々つまずいてしまって、もう一人の方がフォローするという感じとかあったので、もう少しその辺の力量を上げてもらった方がいいのかなと。あと量刑、被告人は覚せい剤を持っているのを知らなかった、何となく怪しいかなというのは分かっていたんですけれども、実際に覚せい剤を持ってきたくて持っていたのではないようなことを言っていたんです。であれば、無罪とかいうことでなくても、もっと低い刑を言ってもよかったのかなと思うんですね。

本当に確信犯でなかったのであれば、もう少し弁護人と被告人とで量刑はこういう形でやっていくねという形であるのであれば、被告人ももっとちゃんとした形で真しに受け止めていると思うんです。何となく半分で割った刑だったんですけれども、やっぱり当然がっくり来ていたような状態で、弁護人の言う刑より多分下にはならないと思うんですね。であれば、もっと軽い刑の言い方もあったのかなと。その辺のところはちょっと、駆け引きというのがよく分からないんですけれども、前からあるような覚せい剤を密輸するときのそういった何年かというのは大体あるかと思うんですけれども、そのマニュアルのとおりには弁護士の人は量刑を言ったのかなという感じがあって、もう少し状況を見た上で量刑の求刑をやった方がいい。

【弁護士滝沢】 この事件は、犯罪自体は争っていないけれども、覚せい剤であることを知らなかったような流れですよ。

【6番】 知らなかったんですね。

【弁護士滝沢】 そこでちょっと言い分がギャップが、受け止め方がギャップがあったということですかね。

【6番】 はい。

【弁護士滝沢】 そのことについてのアピールなりが足りないということ

ですかね。

【6番】 そう，そこが。

【弁護士滝沢】 知らなかったんだったら，もうちょっと軽い刑だろうという感じですか。

【6番】 はい。

【弁護士滝沢】 そういう方面の弁護があったのか，ちょっと疑問だったんですかね。

【6番】 そこもそうですね。

(休 憩)

【司会者】 尋問の関係では，裁判員の皆さんも補充尋問という形で御質問していただく機会があったと思います。まずは，実際に証人，被告人に法壇の上から自分で御質問されたという方，挙手をお願いしてもよろしいでしょうか。

(1 , 3 , 4 , 5 , 6 番が挙手した。)

ありがとうございました。順番にお聞きしていきますけれども，御質問されるに当たって，裁判所の方からこういう配慮が欲しかったというのがありますか。先ほど5番さんの方から，もう少し質問の前に時間的な余裕があって，考える時間が欲しかったというのがありました。

【5番】 はい，おっしゃるとおりで。用意しているつもりはありませんけれども，どこかで尋問するよという話も，あったか，なかったかも覚えていない状況なんですけど，いろいろ議事が流れて行って，自分は当時4番だったので，「4番さん，どうぞ」と呼ばれてもすぐに出てくるような問題じゃないような気がして，逆に，こういうタイミングでひょっとしたら声掛けるよみたいな，もうちょっと優しさがあったら良かった，そんなふうに私は感じました。

【司会者】 分かりました。3番さん，どうでしょうか。無理なくという

か、スムーズに行きましたか。裁判官の方とあらかじめ少し質問の荒ごなしをしたりすることもあるようですが。

【3番】　そうですね。控室の方で一通りみんなが分からないことを出し合って、それを裁判官がある程度答えて、それでも分からない部分を尋問という形で聞こうということで、それで、じゃ誰々さん、この質問で、誰々さんはこの質問でという割り振りはありましたけど、それは流れの中で裁判長が振ってくれたので別に全然問題なかったんですけど、ただ、返ってくる答えが違う方向だったので、そこをどう質問をもう1回するかというのはちょっと面食らいました。

【司会者】　4番さんも、事件を担当した裁判官は同じ裁判官なんです、3番さんと。

【3番】　そうなんですか。

【司会者】　判決書を見ると、同じになっています。どうでしょう。

【4番】　すごく良かったです。控室でいろんな分かんないこととかをきちんとみんなで話し合う時間を持てたんですね。で、ああ、そうだね、じゃ、そこを今度直接質問してみようか、じゃ、ここは自分たちが質問してみるという形で、お互いに役割分担みたいなのができる、質問するときも焦ってするのではなくて、前もって、自分はこう思うけど、どうだろうというのをちゃんと自分の中に入れて上で質問ができていたので、そういうところは、正直言って、裁判官の方に対しての印象がめちゃめちゃ良くなったんですね。本当に分かる言葉で、私たちが焦らなくてもいいというんですか、きちんと質問をできる状態に置いた上での質問ができたという。こんなことを聞いたらおかしいんじゃないかとか、そういう不安を消し去ってくださった上での質問ができたというので、そういう面ではとても本当に勉強になったかなと思います。

【司会者】　ありがとうございます。5番さんと6番さんのところも同じ

裁判官のグループなんです。裁判官の3人が同じだったんですけれども、5番さんの方は先ほど大体お話しされましたけど、そんなところでしょうか。

【5番】 はい。

【司会者】 6番さんはどうでしょう。

【6番】 自分は3日間の短い審理だったので、補充尋問はやっぱり時間が限られてしまっているのかなと思うんです。ずっと流れがこうあって、ここで裁判員の質問とかということがあると思うので、そこしかなかったというタイミングでいうと、もう少しあってもよかったのかなと思うんです。ほかの裁判はどうなっているか分からないですけれども、1回しかなくて、このタイミングで言わないと、あともう二度とないだろうしというところで、時間の制限があったのかなというのは感じました。

【司会者】 被告人質問だけの事件だったんですね。証人尋問があると、大体こういう形で証人尋問を裁判員の方もするのかないのかというのを御覧になって、その後にもたやる機会があるんですけれども、被告人質問の1回こっきりなんですよね。そこは厳しかったかもしれないという気は確かにします。

7番さん、8番さんは、特に御自身では質問されなかったようなんですが、飽くまでも裁判所がする補充質問は文字通り「補充」ですので、必要なければなくてもいいんです。そこら辺はどんな御判断だったのでしょうか。特に質問はなかったというのか、やっぱり質問しにくかったのかということなんです。

【7番】 一応そういう話はありません。「尋問することはありますか」という、事前に判事さんの方からそういうことは言われましたけど、とにかく聞くことない、質問することがないということ。

【司会者】 それはそれで良かったんですか。

【7番】 はい、それで。

【司会者】 最後、8番さんはどんな様子だったでしょう。

【8番】 いや、私のところも事実関係はわりかしはっきりしていましたが、一応質問があった後、控室に入ってみんなで討議しますから、そういうときに疑問点、一人一人ではちょっと聞いたことも欠けるところがありますけれども、みんなでそれを補い合ったり、裁判官の方のアドバイスもあって、疑問点はなかったと思うんですね。

それでも結構、何か質問があればやってくださいとかいうことがありまして、一人の方がいろいろ疑問点を言ったときに、誰もそのことについてどうかと答えられないことがありました。それは、じゃ、裁判員の方が直接聞きましょうということで、お一人の方が短時間質問されただけで、私のところはわりかし分かりやすい裁判だったのかなという気がします。

【司会者】 ありがとうございます。これは裁判所がする質問ですので、岡田裁判官、何かお感じになっていることありますか。補充質問、尋問するに当たって。

【裁判官岡田】 自分たちもできるだけ裁判員の方から質問をしていただきたい、質問しやすい雰囲気は作っていきたいと思っているんですけども、もちろん補充ですので、検察官、弁護人の質問が十分であれば、無理にする必要はないというのも、それはそうです。まずは検察官の方、弁護人の方に頑張ってもらいたいというのが重要であると思っています。

補充質問は、裁判官であればちょっと思い付かない視点というのももちろんございますので、非常に有意義だと思っています。裁判員の方皆さん非常に控えめでいらっしゃいますから、大体補充質問をする前に、こんなことを質問しても問題ないんでしょうかという感じで裁判官の方におっしゃる方が多いんですけども、非常に有意義な視点というのが多いように思っていますので、裁判官としましても、素朴な疑問であっても質問をしてもらいたいなと思っていますし、実際そういう運用でやっているのではないかと考えております。

【司会者】 大体一通り話していただいて、1番さんは、ほかの話聞いて少し意外そうな顔をされたようにお見受けしましたが、やっぱり何らかの配慮がないとなかなか厳しいというところなんではないでしょうか。

【1番】 ええ。だから逆に言うと、それぐらい自分で考えるという話だと思っています。だから、あえて裁判長うんぬんという話ではなくて、しっかりしろよという話もあるのかなというふうな了解しています。

【司会者】 駆け足になってしまいますが、進行予定に「記憶の保持、情報の整理」という問題があります。証人尋問、被告人質問を聞くだけではなくて、それを基に評議をすることになりますから、何らかの形でそれを頭の中に留めておかなきゃいけないんですけれども、この関係でメモを取ったらいいのかどうかとか、私自身も御質問を受けることがあります。

まずお伺いしたいのは、比較的長い裁判を御担当になった5番の方、10日間で審理の日数も相当だったと思いますが、証人の数も多かった。メモをお取りになるとか、記憶を保持して整理しておく工夫というのは何か御自身でお考えになったりとか、後から考えて、こうすれば良かったというのでも結構なんですけど、どうでしょうか。

【5番】 年ですから、集中力を持ってしなきゃいけないなというプレッシャーは相当ありました。ただ、一番助かったのは、中間点で、黒板でなくて白板ですか、あれに裁判官の人が経過を示しておりました。あれでみんな方向性というか、ああ、こういう証人はこうだったんだって改めて再確認できました。終わったことを字で見ますので、かなり助かりました。

量刑も、殺人1犯の場合は15年とか、そういうデータを頂いたので、その頃から裁判員になったような気がします。それまではとにかく昼飯は誰と食うとか、そんなことまであれしましたけど、あれで全部整理していただいたのが助かりました。

【司会者】 長い裁判ということだと、3番さんも殺人未遂で7日となっ

ていますし、証人もいろいろ聞いたようなんですが、どうでしょう。記憶の保持とか整理しておくということでもいいですと。

【3番】 とにかくみんなでしゃべる、表に出しちゃえば、誰か覚えているだろうみたいな感じですね。あと記憶にもしっかり残りますし、そうやって振ってくれますから、とにかくしゃべっておけば残るなという感じがしました。

【司会者】 ほかの皆さんは、大体5日、3日、4日ぐらいの裁判だったのですが、最初の人のお話を最後の人のお話を聞いているときにはもう忘れていくということが日常生活ではあったりするんですけれども、大丈夫だったでしょうか。何か工夫がありましたら、是非お聞かせ願いたいのですが。

【5番】 それはなかったですね。裁判そのものはそんなに長くないものですから、大体頭に入りました。

【司会者】 そこはほかの方も同じでしょうか。

【1番】 いや、私は入りませんでしたね。すぐ忘れちゃいましたね。それで、先ほど3番さんがおっしゃったように、どなたがしゃべっていただいた、あっ、そうだったんだなということで思い出せたということが多かったです。こういうことは勉強しとかないかなと再認識させられました。すぐ忘れちゃいました。

【4番】 ホワイトボードを使ってきちんと、箇条書きじゃないですけど、図式を全部作ってくださっていたんですよ。それなので、聞くだけじゃなくて、目で見ることでもできたので本当にちゃんと分かって、みんなが同じスピードでちゃんと分かることができたかなというのはすごいありがたかったですね。目と耳でちゃんとできたというのがすごいなと思いました。

【5番】 中には、二十数年のあれで2日か3日眠れないなんて言う人もいましたね。でも、やっぱり、仕事しないわけじゃないけれども、人を拘束するって難しいですね。正義をやるというのはものすごく難しいですねと

思いました。

【司会者】 6番さん，8番さんも何かありましたか。この点はよろしいですか。

【6番】 ひたすらメモして。レポート用紙，メモ用紙をもらったんですけども。メモ書かないとよく分からなくなっちゃうなと思ったので。

【司会者】 8番さんは比較的理解できたというお話をされていますから，そこは大丈夫だったんですか。

【8番】 当然，自分としてはメモは頂いたレポート用紙にそれぞれについて書いたり。そのときに自分がちょっと理解できないことが分かってきますから，それは皆さんとの話の中で解決できたと思います。やっぱりメモを取っておくというのがまず第一ですよ。

【3番】 そのメモですけど，法廷でメモを取っていると，急に休憩に入るじゃないですか。あれが忙しいですよ。片付けて，すぐ行かなきゃいけないじゃないですか。

【司会者】 法廷から帰るときには，私は順番も関係なく，用意ができた人から帰っていただいています。裁判長は最後に法廷から出ますので，待っているんですが，やっぱり準備する方としてはゆっくりやられていませんよね。

【3番】 常に片付けやすい形を取ってやっていたけど。

【司会者】 それは気が付きませんでした。

【弁護士滝沢】 私が裁判員裁判で弁護人をやったときに，裁判員の方の中で，証人尋問しているんだけれども，ひたすらメモを取っていらっしやっ。この人，証人の表情とか見ているのかなと心配になったこともある，弁護人としてね。そういうことはなかったですか。メモを取ることと，証人の表情，言い方，そういうものを確認する際に。

【3番】 一言一句書いていたときもありました。でも，これは無駄だな

とあって、その後は要所だけという感じにしましたけども。

【司会者】 私がこれまで御一緒した裁判員の方々でも両様で、話をじっくり聞くために相手の顔を見て聞いていたいという方と、書いておかないと記憶が保持できないということでメモされている方と両様ですね。ここはその方のスタイルもあるかなと思って、私はお任せしているんですけども、どんなふうにお感じになったのかなという興味もあって、お聞かせいただきました。

最後の方になってきましたが、4番目に「証拠書類との関係」という項目があります。8番さんからは、医師の話をもとに鑑定書ではなくて、医師に直接もう少し突っ込んだ話を聞きたいという御感想を伺いました。ほかの方でも、供述調書を検察官が法廷で朗読してくれたと思うんですが、その人を法廷に呼んで尋問したかったというところがあれば、お聞かせいただきたいんですが。特にそういうのもありませんでしたか。

【6番】 裁判のときは思わなかったんですけども、自分が担当した被告人はドイツ人で、入国した後、日本で初めて捕まったんですけども、日本での犯罪の履歴はないということでした。それって海外ではどうだったのかということ調べることはできないのかなと思ったんです。それで判決も変わってくるのかなと思うんですけども、そこってどうなのかなと。

【司会者】 これは検察官にお聞きするのがよろしいですか。どうでしょうね。

【検察官嶋村】 一般的に調べることができないわけではないんです。ただ、これは外交、外務省等を通じてドイツ国に質問を投げ掛け、相手の方が答えれば返ってくるし、答えなければもう返ってこない。強制力はないんですね。ただ、その人の性質上明らかにしなきゃいけない場合はどんなに期間がかかってもいろいろ試みることはあるんです。ただ、全部の事件でそれをやるということはないという感じですね。本人が言えよということはあるん

ですが、全部の事件についてやるということはしていませんね。

【6番】 何か紙1枚で、この人がドイツとかで犯罪履歴はありませんかって、簡単といっってはちょっと申し訳ないですけど、何かできそうな感じがしたんですね。

【検察官嶋村】 やっぱり国をまたぐと、ほかの国の政府に働き掛けて、自国の、つまりドイツならドイツの国の態度だとか政策だとか、そういう話になる。これは逆に日本人が外国で裁判する場合も同様だと思うんですけども、どんな事件でも紙を出せばという簡単な感覚ではないんですね。

【司会者】 密輸事件ですと、被告人は空港で捕まりますよね。その前の外国での行動とか様子というのはなかなか事実が明らかにならない部分だと思うんですが、その物足りなさをおっしゃっているんですかね。

【6番】 そうです。

【司会者】 1番さんはそこら辺はどうでしたか。覚せい剤の密輸の事件なんですが。

【1番】 やっぱり一つ気になったのは、外国人であるということで、通訳さんを通さなきゃいけない。だから通訳さんを通した答え、日本語が正しいのかどうかというのは分からないんですが、これは弁護士さんも検事さんも同じことが言えて、変な言い方ですけど、翻訳の精度、若しくは新しく日本語に変換できる機械を入れていただけののかどうかとか、そういったところがちょっと引っ掛かっている。じゃ、この書類が本当に正しいんですかとなったときに、誰が評価するんですかと聞いていきたいんですが、どなたに聞けばいいですか。

【司会者】 法廷通訳は、裁判所で通訳人を選任して付けているんです。通訳人の方も、事件を初めてやる人にいきなり裁判員裁判を担当してもらうことはしませんで、それなりに経験が豊富な方をまず充てている。

ぎりぎり法廷通訳の正確性が争われるとき、地方裁判所ではこうだったけ

れども、それがおかしいということだと、高等裁判所に行きますが、それに備えることもあって御承知のとおり録音がしてあるんですね。そのようなやり方を現在のところはさせていただいています。

【1番】　　そうですか。どうしても引っ掛かっていまして。

【司会者】　　すいません。

【1番】　　いいえ、とんでもないです。お金も掛かると思いますし。

【弁護士野口】　　先ほどの6番の方の母国での前科前歴の点なんですけど、弁護人の方で掛け合って、犯罪履歴がないことの証明書をもって、こちらの証拠として出すことはたまにあります。ただ、それは取れる国と取れない国がありますので。

【弁護士滝沢】　　私もそれやったんです、弁護人として。被告人は母国で何もしていないと言ったので、大使館を通して取ってもらいました。それは弁護人がやることですよ。むしろ検察官じゃなくて。弁護人がやっていなかっただけですよ。

【司会者】　　では、最後になりますけれども、これから裁判員になられる方にメッセージがあれば、最後にお一方ずつちょうだいして終わりにしたいと思います。1番さんからお願いできますか。

【1番】　　やはり急な話で急には動かないということで、職場に勤めている若い方が多いと思うんですね。日頃からこういう問題を提起して、もし選ばれたらどうしようとか、直属の上司との会話で、こういったときに仕事の影響がどうだとか、そういったコミュニケーションはやっていてもらいたいなと私は思います。

期間的にはどのぐらいが大丈夫だろうな、そこまで言ってもらうのが最高に良くて、実は私も、裁判員候補者になったよという話をしたら、逆に喜んでもらいましてね、「是非頼むよ」と。でも、まだ最終的には選考が残っていますからという話で、最終的に休みをもらえたわけです。これは有給休暇と

いうのではなく、特別休暇ということでもらいまして、それで助かりました。

だから、できれば若い人を中心に多く出席してもらうためにも、身近な会社の上司にきちっとしておかないと、休みが取れない状況もありますので、急な話だと、どうしても駄目に近い形の方がいいんじゃないか、戻ったら席がない、多分こんな面もありますので、そんなふうなコミュニケーションの取り方をしてもらいたいなと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。では、3番さん、お願いできますか。

【3番】 私が思うには、まず8人がある程度打ち解けないと駄目だと思うんですよ。名前を呼ばずに番号で呼び合ったりするわけじゃないですか。それでなるべくプライベートなことを語らないみたいな、最初そういうのがんじがらめになっていて、あまり目も合わさないみたいな、そういう雰囲気が始まるんですけど、そうじゃないんだと。どんどん地を出して、時にはぶつかったり何だかんだ意見交換して、プライベートな話もどんどん言っちゃっていいと思うんだけど、そういう感じで、とにかく打ち解けることによって、いろんな意見も言いやすいし、相手の言っている意味も理解できるし、とにかく雰囲気が良くなると思います。

そうなったらもっともっと審理というんですか、あれが活発になって、深くなって、いい方向に行くと思います。ですので、遠慮なくどんどん地をさらけ出してやってください。

【司会者】 ありがとうございます。

【4番】 私も、ちょっと厳しいかなとは思ったんですけど、会社が理解を示してくださって、有給じゃなくて特別休暇、会社として初めてだったみたいなので、これも一つの経験だし、そういうことによってまた自分自身のためにもなるからということで参加させていただいたんですけど、逃げ腰じゃなくて、決まったらきちんと話して、自分自身でもしっかりしていきますということでやっていけばいいし、あとやっぱりコミュニケーションはすご

く大事だと思ったので、裁判員になったときにもお互いに意見をぶつけ合うじゃないですけど、きちんとお話をしていけばいいかなと思いました。

本当にすごく自分自身のためにもなったかと思うので、それは皆さんに伝えていきたいかなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。では、5番さん、お願いします。

【5番】 僕らの年代になると、かなり思い込みがあるんですね。いかなる場合でも暴力は絶対許せないなという気持ちもありましたけれども、裁判員になる方は無色透明で、思い込みをあまりしなくて、裁判官さんがかなり高度な勉強をした方がいらっしゃいますので、ある程度そういった方の意見に従うというか、そういう柔軟性も大事かなと思います。

娘からは「お父さん、宝くじ買いなさいよ」なんて言われて、最初は、ああ、俺も国から認められたかなとちょっと喜んだんですけど、だんだん日にちが近づくと、最初の招集のときは外れるだろうなんて思ったら、また当たっちゃって、今回も外れるかもしれませんかといったらまた当たっちゃって。そういうことで、無色透明で、国で決めたことですから、いい方へ向かえると思いますので、頑張りたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。6番さんからもお願いできますか。

【6番】 裁判員になって、身近なことが結構あるのかなっていうということも感じました。裁判所に来たのは初めてだったんですけども、3日目、最終日の頃はちょっと時間があつたので傍聴もしたんですけども、いろいろな事件があつて、すごく身近な所で事件が発生しているんだなということ、その中でも裁判員裁判もあつたりして、全然違う所の国とかで起こっていることじゃなくて、本当に自分の国の自分の街の所で事件が発生している。やっぱりそれは逃げてはいけないのかなと思うので、率先して裁判に参加して、きちんとした考えを持って、離れてはいけないのかなと思うので、身近な気持ちといいですか、考え方もしっかりとしていかなきゃいけないのかなと思

って。

嫌という人が結構いるんですよ。裁判員裁判，何でそんなのに行かないといけないのかということをする人もいますけれども，積極的に参加してもらえたらと思います。

【司会者】 ありがとうございます。では，7番さん，お願いします。

【7番】 これは，裁判員になる人はある程度覚悟して参加するわけですね。参加したくない人というのは，その時点で辞退するということになるんじゃないですか。

とにかく選ばれたときには非常に緊張感があります。これは大小みんな一緒だと思いますが，問題はその緊張をいかにほどいていくか，冷静になって見つめられるような気持ちを作っていくかということ，いわゆる評議，裁判官の皆さんを中心にコミュニケーションを取りますよね。その席でなるべく，先ほどの方と大体意見一緒になるんですけど，まずそこなんですよ。見ず知らずの人がそこから始まるわけですから，その中で話し合っ

て。私がやった裁判のときの裁判官の方は，そこはかなり配慮がありましたね。番号で呼んでどうですか，こうですかという話しやすい環境を作ってくれました。

【司会者】 ありがとうございます。8番さん，お願いできますか。

【8番】 今まで話に出てきましたけれども，特に勤めている人は，仲間とか上司とか，当然家族も含むんですけど，理解をよく得ている，協力を得ていた方が，十分出席して自分の意見を言えると思うんです。

それと，個人にとっても，私の経験からいうと，ものすごく視野が広がるというか，世の中にはいろんな考えの方もおられるだとか，こういう人生を歩んできた方もおられるんだな，そういうことで，いろんな面で考え方が広がる。この年になって広がっても仕方ないかも分からないんだけど，そういうことで，必ずこれは個人にとってもプラスなことだと思うんですよ。

ね。そういう意味じゃ、若い人もどんどん参加すると。

参加するにはやはり周りの人の理解も必要だということだし、そういう意味では、裁判員制度がいい制度だということをもう少し予算付けてアピールしていただくとか、そういうことをされてもやはりみんなのためになるんじゃないか、ちょっとせん越ですけども、そういうふうに考えています。

【司会者】 ありがとうございます。

この後、質疑応答になります。制度のアピールということではありませんが、報道機関の方からも今日は傍聴にいらっしゃっています。御質問ありましたら、どうぞ。

【読売新聞記者】 事前に質問を考えてきていたんですけども、皆さん詳細に幅広く意見を出し合われていて、かいつまんでちょっと三、四人の方に確認的に伺いたいことがありますので、よろしくお願いします。

5番の方と6番の方に、審理に掛かった日数の関係でちょっとお聞きしたいんですけども、5番の方は10日で、6番の方は3日で、一番長い人と短い人ということで、扱っている事件の内容が全然違うので、当然、日にちに違いが出るのは当たり前なんですけれども、それぞれこの長さというのは適切だったかどうか。また、もし改善、変えるのであれば、中身でどのようなこと、例えば、評議にもっと時間を掛けるべきだったとか、そういった御意見があれば伺いたいと思うので、5番の方からお願いできますか。

【5番】 10日間で、土日挟むとかなり拘束された時間があるんですけど、長かったように思います。終わってみたら、あれっなんて、いつの間にか洗脳されて、後半は裁判員になったのかなという気がしまして、五里霧中というか、どの辺のあれで殺人が行われたかということの判断とか、いろいろ考えれば難しかったんですけど、判決の前日が1日、やることないから休みにしましょうかということがあったんです。

でも、そのまま休んで、いきなり今度は判決の日に来て、気持ちの踏ん

切りが、8人か9人、その日に集まって、やっぱりいろんなことを話し合っ
て、ああ、これである程度のことは良かったんだなという気持ちが落ち着き
ましたね。あれは法廷に出ないにしても、やっぱりそういう日を作っていた
だいたことは、気持ちの負担がちょっと軽減されたような気はしました。

【6番】 3日間だったんですけれども、1日目は午前中に抽選をやっ
ているので、1日目の午後から審理みたいな形になって、2日目も同じよう
な審理と、3日目もう判決という形で、実質充実した時間というのは2日し
かなかったと思います。

なので、覚せい剤に関してみては、ぶっちゃけ必要じゃないのかなと思っ
てはいるんですけれども、裁判員裁判には。そういうところがちょっと、自
分自身は要らないのかなとも思うので、3日なのかというのはよく分かるん
ですけれども、3日は少ないのかなと思います。みんなで話し合っ
て決める
というところでは、実質1日しかないところと、あとこの人がいろんな所へ
渡って日本にきていますけれども、その見取図といいますか、経路がいまい
ちよく分からない状態で裁判が進行していたので、もう少し時間は必要かな
という感じはしますね。

【読売新聞記者】 ありがとうございます。

8番の方に、量刑、判決の関係でちょっとお話を聞ければと思うんですけ
れども、量刑の基準というのをどこに置かれたのかということと、考える中で
過去の判例というのはどのくらい参考になったかということのを教えていただ
ければ。

【8番】 私たちは過去の判例でどのぐらいの量刑で出たというのは分か
らないんですよ。裁判官の方はお持ちだと思いますが、私はやはり自分で、
量刑を表明するときに、過去はどうだということのを結構裁判官の方にお聞きし
たいんですけど、それは回答はなかったような気がしますね。その基準となる
のはやはり、検察官の方の求刑というのが出てきました。

それと、裁判員が6名、裁判官の方が3名で9人で量刑を決めるんですけど、上から順番に取っていくわけですよ。ということは、少し少なめになるということなんですよ。下からだったらちょっと高めになるけど、上からちょっと低めになる。そういう配慮がされているんだなということをおもいましたね。

そういう意味では、量刑については、その場で自分の感覚で決めるということでしたね。意見が違う方がいるときには、本当はこれ会社とか、そういうことなら相手を説得して「君の考えはおかしい」とか言えるんですけど、この場合は自分の考えだけですから、そういう意味では自分としては物足りないというか、そこら辺がどうなんだということですよ。別に自分の考えが正しいということじゃなくて、自分の考えをもう少し強く出してみたいという気持ちがちょっとありました。

【読売新聞記者】 ありがとうございます。

次で最後です。3番の方、弁護士の方のイメージがテレビであってということをお話しになったんですけども、裁判とか司法全体に関して、裁判員を経験される前と後で変わったことというのを改めて伺えれば。

【3番】 まず裁判のやり方がテレビとは違うなと思いましたし、もっと弁護士と検察官がやり合うという場面があるものだと思っていましたし、あと言葉ですよ。言葉も一つ一つの言葉を掘り下げていくという作業が結構長いというか、それがないと全員の意思疎通ができなくなるわけですから、それを一つ一つの言葉に一つの意味を持たせるというような、その作業でやっと審理が始まっていくという感じがしましたね。

裁判自体は、最後はほんとあっけないなと。たったこれだけの文字を導くためにこんないろんなことをやったんだなという、何かちょっとむなしさみたいなものを感じました。

【読売新聞記者】 以上です。皆さんありがとうございました。

【司会者】 司会の不手際でちょっと時間を超過してしまい、申し訳ありませんでした。今日は、裁判员として裁判に関与したという一度目のみならず、意見交換会にも参加していただきまして本当にありがとうございました。今日のお話を参考にして、よりよい制度にしていきたいと思っております。帰りもまだ足元悪いと思いますので、お気を付けてお帰りください。今日はどうもありがとうございました。

以 上